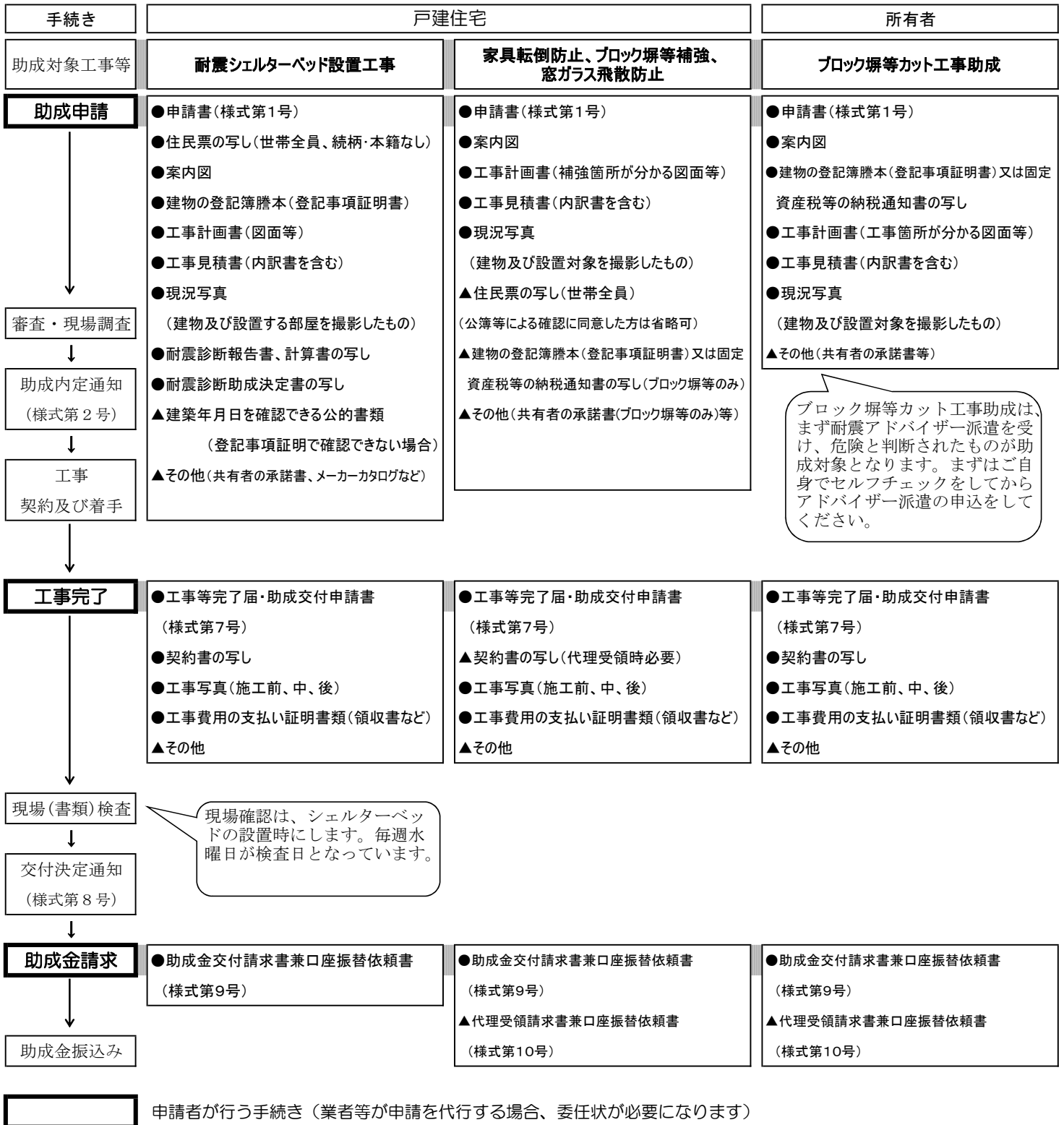


シェルター設置工事等支援助成・ブロック塀等カット工事助成フロー



ブロック塀等カット工事助成は、まず耐震アドバイザー派遣を受け、危険と判断されたものが助成対象となります。まずはご自身でセルフチェックをしてからアドバイザー派遣の申込をしてください。

●必須書類

○同一年度に他の耐震助成と併せて行う場合は省略可

▲必要に応じ提出する書類

注意：上記のほか記載外の書類を求めることがあります。

〃：住民票の写しや登記簿謄本等は原本にて提出してください

※耐震シェルターや家具転倒防止等とブロック塀等カット工事助成の

申請様式は異なりますので注意してください。

足立区建築防災課
耐震化推進第一・第二
係
直通：03-3880-5317
ファックス：03-3880-5615